市報
# つくみ
誇りと自信に満ちたまち「津久見」
～ 笑顔と活力あふれる定住拠点 ～
No.856
2018 4月号

3月18日　復興まちづくり推進事業「ストラックアウト」


- 市役所の窓口の一部が変わります・2～3
- 移住・定住に関する補助金のお知らせ・4
- 津久見に家を建てませんか ……5
- まちづくり・婚活サポート推進事業実施団体募集・6～7
- まちづくり出前講座……8
- 国民健康保険からのお知らせ ……9
- 保健だより ……10～11
- 福祉情報 ……12～13
- こどもの病気対策法……14
- 子育て応援だより ……15
- 公民館だより……16～17
- こんにちは津久見高校です……18
- お知らせ ……19～23
- 日直・当番等 ……24～25
- トピックス……26～27
- すくすくつくみっ子／市長公務日誌・28

# 4月から 市役所の窓口の一部が変わります。

市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、平成３０年４月から市役所の機構を再編します。再編に伴い、業務の窓口が一部変更となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

## 主な再編内容

| これまで | ４月から | |
|---|---|---|
| 都市建設課<br>土地対策課 | 土木管理課<br>まちづくり課 | 都市建設課と土地対策課の業務を統合し、復旧復興対策強化のため「土木管理課」を、空き家・危険家屋対策、都市計画の見直し等のため「まちづくり課」を本庁舎３階に新設します。 |
| 商工観光課<br>（政策企画課）一部業務 | 商工観光・定住推進課 | 移住定住施策の取組強化、観光戦略推進等のため「商工観光・定住推進課」を本庁舎２階に新設します。 |
| 秘書課<br>総務課<br>政策企画課<br>会計課 | 総務課<br>経営政策課<br>会計財務課 | 「総務課」に「防災・地域コミュニティ班」を新設し、防災対策の取組を強化します。<br>行政課題への迅速な対応を図るため「経営政策課」を本庁舎２階に新設します。<br>市が保有する資産の一元的な管理を行うため「会計財務課」を本庁舎１階に新設します。 |
| 福祉事務所<br>長寿支援課 | 社会福祉課<br>長寿支援課 | 福祉事務所を「社会福祉課」に変更し、子育て支援業務の充実と地域共生社会実現に向けた取組を進めていきます。<br>老人ホーム入所などの高齢者支援に関する業務を福祉事務所から「長寿支援課」に移管します。 |
| 環境保全課<br>上下水道課 | 環境保全課<br>上下水道課 | 「環境保全課」を本庁舎１階に移転します。（一部業務を除く。）<br>浄化槽関連業務を「環境保全課」から「上下水道課」に移管します。（上下水道課の場所は変わりません。） |

## 本庁舎フロア図

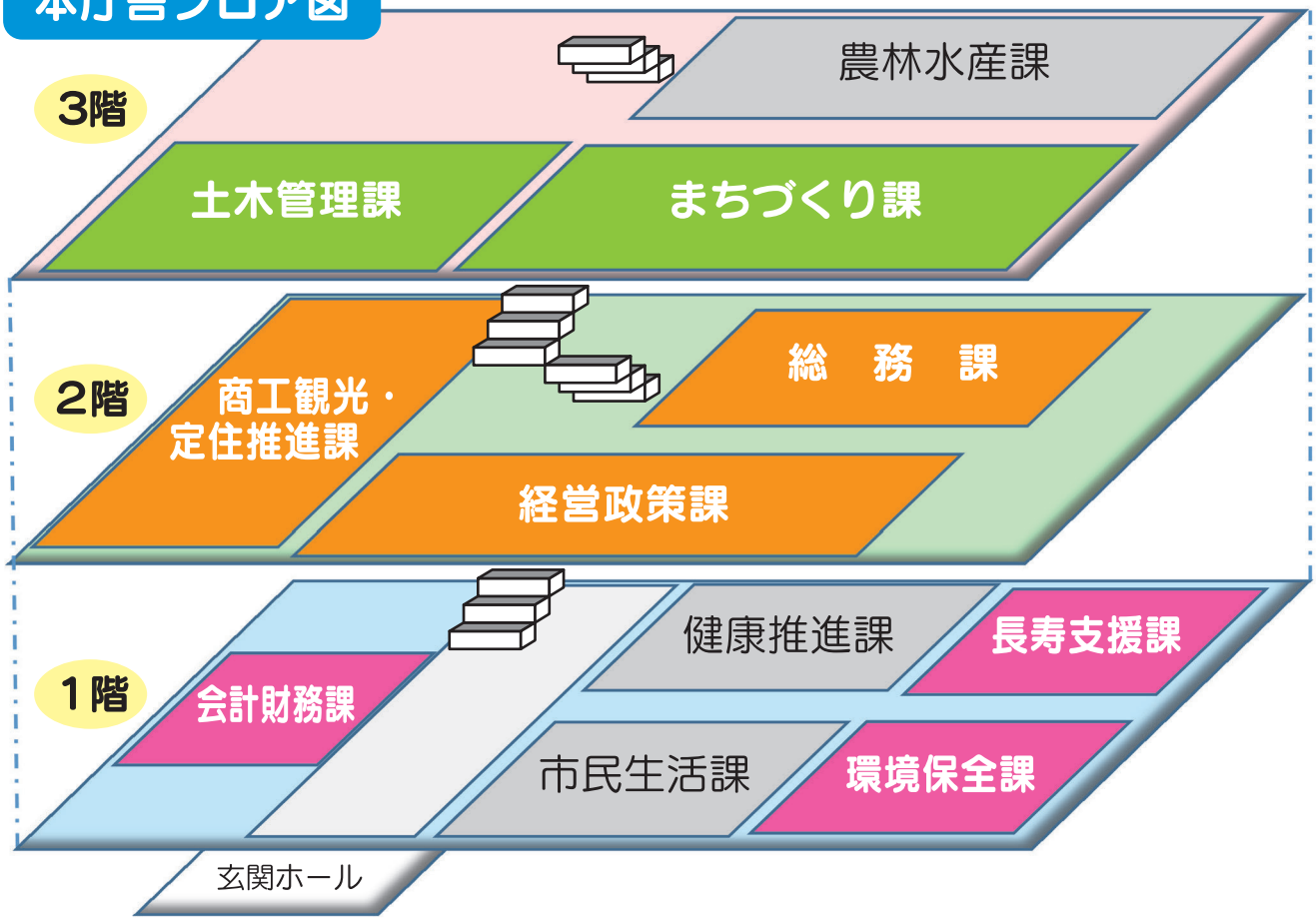


## 新館フロア図

●問い合わせ先 ／ 経営政策課　秘書政策・統計班　☎82－9510

商工観光・定住推進課（2階）には地域おこし協力隊が在籍しています

## 地域おこし協力隊募集中！

**応募期間：平成30年3月1日(木) ～ 6月30日(土)**

都市地域から津久見市に転入し、地域資源の発掘・活用や産業活性化など、地域おこしの中心となって活躍していただける人材を募集しています。

**募集人員**

若 干 名

**活動内容（キーワード）**

移住定住　観光振興　食文化　文化芸能　教育
離島半島　商店街　中心市街地　商品開発

**現在2名活躍中♪**

詳しくは、津久見市公式HPで検索

地域おこし協力隊　募集

●問い合わせ先 ／ 商工観光・定住推進課　地域活力・定住推進班　☎82－2655

# 平成３０年４月１日から
# 移住・定住に関する補助内容を変更します！

## 若者・子育て世代への新築補助や家賃補助を充実します！

### 新築奨励・市内消費喚起事業

**住宅取得に対する助成額が最大で倍増になります！**

〔対象者〕
・平成３０年４月１日以降に津久見市内に住宅を取得するための契約を締結した方

〔補助内容〕
・住宅取得の際に市内で消費された額を助成対象経費として算出し、助成額相当の商品券を交付

【基本額】助成対象経費 × ０.４ ＝ 助成額
**最大30万円に拡充♪**

【加算額】子どもが１人の場合 …… ５万円を加算
２人の場合 …… １０万円を加算
３人以上の場合 …… ２０万円を加算
**子どもの人数による加算を拡充♪**

**新婚3年目までの夫婦は… 新設**
**子どもの人数に関わらず、助成額が最大で50万円！**
※子どもの人数による加算はなし

**最大助成額 50万円**

新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金を受けた後、市内に住宅を取得した場合、新築奨励・市内消費喚起事業の補助が受けられます！

### 新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金

**新婚世帯**

〔対象世帯〕
・平成３０年４月１日以降に婚姻を届け出た世帯
・平成３０年４月１日以降に市内の賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、転入又は転居した世帯
・合計年齢が８０歳未満の夫婦

〔補助内容〕 新設
○引越しに係る費用を一部補助
**『仲介手数料補助』最大3万円**
**『引越補助』最大5万円**
**『移住奨励金』1人市外‥5万円**
**2人市外‥7万円**

**最大補助額 63万円**

○家賃補助
（家賃月額－住宅手当）÷ ２
＝家賃補助額（月額最大１万円）最大２４ヵ月
※市外からの転入者は１人につき月額５千円の加算

**子育て世帯**

**市内転居も対象になりました！**

〔対象世帯〕
・平成３０年４月１日以降に市内の賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、転入又は転居した世帯
・中学生以下の子どもを含む世帯

**最大補助額 63万円**

〔補助内容〕 新設
○引越しに係る費用を一部補助
**『仲介手数料補助』最大3万円**
**『引越補助』最大5万円 『移住奨励金』7万円**
○家賃補助
（家賃月額－住宅手当）÷ ２
＝家賃補助額（月額最大１万円）最大２４ヵ月
子どもが２人の場合……月額５千円を加算
３人以上の場合……月額１万円を加算

新設
**中学生以下の子どもの人数によって月額加算**

新婚世帯の補助を受けた後、子どもが生まれ、転居した場合、子育て世帯の補助が受けられます！

### 移住者居住支援事業補助金

**最大補助額 145万円**

〔対象者〕
・**津久見市に住所を有していない方**
・申請時において**６５歳未満**の方
・**事前申請**を行った方
**『年齢制限の設定』『事前申請必須』**

〔補助内容は変更なし〕
①仲介手数料補助（最大5万円）
②家財処分補助（最大10万円）
③新規建設（最大100万円）
④住宅購入補助（最大100万円）
⑤改修補助（最大100万円）
⑥引越補助（最大20万円）
⑦移住奨励金（10万円）

※本紙に記載されている補助要件等は一部です。詳細は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 ／ 津久見市役所　商工観光・定住推進課
☎０９７２－８２－２６５５ ／ FAX０９７２－８２－９５２０

# 津久見に家を建てませんか!?

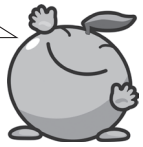


## 津久見市住宅分譲地

**家を新築して住まれる若者・子育て世代**

**最大20% 減額!**

## 津久見市土地開発公社住宅分譲地

**家を新築して住まれる若者・子育て世代**

**最大20% 補助!**

- 世帯主が４５歳以下の夫婦※1 → **夫婦につき10%減額又は補助**
- 上記夫婦※1の子ども → **1子につき5%減額又は補助（最大10%）**
  （新築竣工後同居する18歳未満の子に限る。）

**※1**：子どもが同居する場合は、夫婦でなくてもかまいません。

**さらに**

## 津久見市住宅分譲地

**市内事業者利用で土地売買代金に対し**

**最大13% 補助!**

設計：**３%補助**　新築：**10%補助**

## 津久見市土地開発公社住宅分譲地

**人槽・型に応じて**

**浄化槽設置費用を 助成!**

浄化槽（5人槽の場合）**432,000円の助成**

**【市有地】**

| 対象分譲地 | 区画 | 面積 | 価格 |
|---|---|---|---|
| 第二千怒土地区画整理事業住宅用地 | 7区画 | 約53坪～約120坪 | 3，378，898円～9，134，200円 |
| 千怒旭地区 | 2区画 | 約72坪<br>約73坪 | 5，944，560円<br>6，169，121円 |
| 岩屋福地区 | 1区画 | 約43坪 | 5，113，800円 |
| 計 | 10区画 | | |

**【土地開発公社所有地】**

| 対象分譲地 | 区画 | 面積 | 価格 |
|---|---|---|---|
| 中田田尾地区住宅団地 | 3区画 | 約71坪～約112坪 | 4，272，178円～6，840，005円 |
| 計 | 3区画 | | |

**応募要件**　世帯主が４５歳以下の夫婦であるほか、住宅用地取得後１８月以内に住宅を建築し、住民票を異動するなど一定の要件があります。詳しくは、津久見市ホームページをご覧ください。

### ～ 平成29年台風第18号により被災を受けた世帯に対し年齢要件が緩和されます ～

平成２９年台風第１８号により、り災証明書（半壊以上）の交付を受けた世帯に対し、平成３０年４月１日から年齢要件が緩和されます。

◎世帯主の年齢が６５歳以下の夫婦※1・・・１０%の減額又は補助

◎上記夫婦※1の子ども（年齢は関係なし）・・１子につき５%減額又は補助（最大１０%）

※1：子どもが同居する場合は、夫婦でなくてもかまいません。

詳しくはお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**　会計財務課　TEL：0972−82−9524
津久見市土地開発公社　TEL：0972−82−9515

# 平成30年度
# 事業実施団体募集！

地域住民の皆さんを中心に構成された市内の団体が取り組む事業を応援します。
「まちづくり推進事業」・「婚活サポート推進事業」の２つの事業の実施団体を募集します。「こんな活動で津久見を盛り上げたい」、「こんな出会いの場をつくりたい」といったアイデアをお寄せください。

## 申込方法

申請書等の必要書類を期日までにご提出ください。また、後日実施する事業提案のプレゼンテーションに参加していただき、事業内容の説明をしていただきます。
※申請書類等はホームページからダウンロードできます。

**【 申込締め切り 】平成３０年５月１５日(火) １７時**

**【 申　　込　　先 】商工観光･定住推進課（本館２階）**

**【 審査会実施日 】平成３０年６月２日(土)（予定）**

あくまでも予定です。参加団体数などによって審査会実施日や審査方法を変更する可能性があります。

詳しくは、商工観光・定住推進課までお問合せください。
**TEL.０９７２－８２－２６５５　FAX.０９７２－８２－９５２０**

# 『まちづくり推進事業』

賑わいの創出や地域活性化など、津久見市のまちづくりに寄与する事業を自主的かつ主体的に取り組んでいただける団体を対象として補助金を交付します。
※「営利を目的とする事業」、「イベント等の開催のみを目的とする事業」等、内容によっては対象外となる場合があります。

**【補助金額等】**

補助金額：１事業、上限２０万円（年間）

補 助 率：１年目　１０分の１０
　　２年目　１０分の９
　　３年目　１０分の８

実施時期：補助金交付決定から
　　平成３１年３月１５日（金）まで

補助期間：最長３年（毎年の審査が必要です）

**【補助対象団体】**

①地域づくり団体　②ボランティア団体
③文化活動団体　④スポーツ団体
⑤ＮＰＯ　⑥自治組織
⑦その他市長が適当と認める団体

**【対象経費】**

補助金は、次のような経費に使えます。

〇講師などへの謝礼や旅費
〇文具など事務用品やチラシ印刷代
〇参加者のイベント保険
〇会場使用料や器具等のレンタル料金 等

# 『婚活サポート推進事業』

津久見市に定住する意思のある独身男女を対象に、出会いの場となるイベントや年間を通じて行う教室等を実施していただける団体に補助金を交付します。
※「営利を目的とする事業」、「公序良俗に反する事業」等、内容によっては対象外となる場合があります。

**【補助金額等】**

補助金額：１団体、上限２０万円

補 助 率：１０分の１０

実施時期：補助金交付決定から
　　平成３１年３月１５日（金）まで

**【補助対象団体】**

①地域づくり団体　②ボランティア団体
③文化活動団体　④スポーツ団体
⑤ＮＰＯ　⑥自治組織
⑦その他市長が適当と認める団体

**【対象経費】**

補助金は、次のような経費に使えます。

〇講師などへの謝礼や旅費
〇文具など事務用品やチラシ印刷代
〇参加者のイベント保険
〇会場使用料や器具等のレンタル料金
〇イベントの実施に必要な食糧費 等

# 津久見「まちづくり出前講座」を開講します!

## まちづくり出前講座とは?

市民の皆さんの「知りたい、聞きたい」を下記出前講座メニューの中から選んで申請していただくと、職員等が講師となってお話しします。

●対 象 者／市内に在住・在勤・在学する小学生以上の方で、10名以上で構成された団体・グループ
●開講時間／9時から21時までの間で、1時間30分以内
●場　　所／会場は、市内に限ります。
（会場催しの手配、周知、当日の進行などは主催者で行っていただきます。）
●講 師 料／無料（講座に必要な材料は、事前に用意をお願いします。）
●申込方法／「受講申込書」を予定日の20日前までに教育委員会生涯学習課に提出してください。
「受講申込書」は、教育委員会生涯学習課に設置しています。
（津久見市ホームページからもダウンロードできます。）
●注意事項／
- 派遣する担当課の業務等の関係から希望に添えない場合もあります。
- この講座は、行政上の苦情処理や個別相談等を目的としたものではありませんので、受講目的が生涯学習にふさわしくないものは、講座をお断りすることがあります。
- 講師がその場で質疑を受けますが、内容によっては後日の回答となる場合があります。

## 《 津久見「まちづくり出前講座」メニュー 》

| 番号 | 担当課名 | 講座名 |
|---|---|---|
| 1 | 経営政策課 | 津久見市のまちづくり |
| 2 | | 中心市街地の活性化 |
| 3 | 商工観光･定住推進課 | 津久見市の商業 |
| 4 | | 津久見市の観光とまつり |
| 5 | 農林水産課 | 津久見市の水産振興 |
| 6 | | 津久見市の農林振興 |
| 7 | まちづくり課 | 津久見市の都市計画 |
| 8 | | 道路ができるまで |
| 9 | | 津久見市の公園 |
| 10 | | 地籍調査について |
| 11 | | 津久見市のバイパス事業について |
| 12 | 環境保全課 | ごみの分別と排出方法 |
| 13 | | ごみの減量および資源化 |
| 14 | | 津久見市の環境対策 |
| 15 | 健康推進課 | 女性のための健康教室 |
| 16 | | はつらつ健康教室 |
| 17 | | 国民年金のはなし |
| 18 | | 国民健康保険・後期高齢者医療制度のはなし |
| 19 | | 特定健診と生活習慣病について |
| 20 | 長寿支援課 | 知って安心介護保険 |
| 21 | | 高齢者の福祉サービス |
| 22 | | 認知症と介護予防 |

| 番号 | 担当課名 | 講座名 |
|---|---|---|
| 23 | 社会福祉課 | 子育て支援 |
| 24 | | 障がい者の福祉サービス |
| 25 | 市民生活課 | 戸籍・住民登録等に係る届出と手続き |
| 26 | | 消費者トラブル相談 |
| 27 | 税務課 | 市民税のあらまし |
| 28 | | 固定資産税のしくみ |
| 29 | 上下水道課 | 水道のしくみ |
| 30 | | 下水道のしくみ |
| 31 | | し尿処理について（合併浄化槽について） |
| 32 | 生涯学習課 | 津久見市の文化財 |
| 33 | | 図書館の利用について |
| 34 | | 人権教育について |
| 35 | | 津久見市の地質資源について |
| 36 | 総務課 | 防災 |
| 37 | 消防署 | 住宅用火災警報器と防火座談会 |
| 38 | | AEDと応急手当 |
| 39 | 総合事務局 | 日常の監査業務 |
| 40 | | 選挙のはなし |
| 41 | 議会事務局 | 議会の役割としくみ |

※上記講座名以外の希望などのお問い合わせは、下記までお願いします。

**●申込・問い合わせ先 ／ 生涯学習課　☎82－9528**

# 国民健康保険からのお知らせ

## 国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに!

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんが加入することになります。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

●国保に加入する人
・お店などを経営している自営業の人　・農業や漁業などを営んでいる人
・職場の健康保険などに加入していない人 など
●加入の手続には、印鑑(認印)、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。
●届出が遅れたことにより、保険証をお渡しできていない際に、医療機関を受診した場合は、医療費は全額自己負担となります。
●加入資格を得た時点まで、保険税をさかのぼって納めます(遡及賦課)。

次の理由により国保をやめるときは、印鑑(認印)、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。)

・他の市区町村に転出するとき　・職場の健康保険などに加入したとき
・死亡したとき(葬祭費の支給があります)　・生活保護を受け始めたとき

**≪加入や脱退の手続きは14日以内に行いましょう!≫**

## 限度額適用認定証で窓口のお支払いを軽減できます

限度額適用認定証を医療機関に提示すると、入院の場合に加えて外来診療でも、窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。限度額は、所得区分によって異なりますので、国保の窓口にて認定証の交付を申請してください。

**住民税非課税世帯**……医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。
**住民税課税世帯(70歳未満のみ)**……医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、印鑑(認印)、認定証が必要な方(該当者)の保険証・世帯主と該当者のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類をお持ちになり、健康推進課国保年金班(4番の窓口)にて行ってください。なお、既に交付済みの方は、有効期限まではご使用できます。

### ◆平成30年4月1日から入院時の食事代が変わります

入院したときの食事代の標準負担額(1食あたり)

| 区分 | | | 平成30年3月まで | 平成30年4月から |
|---|---|---|---|---|
| 市民税課税世帯 | | | 360円 | 460円 |
| 市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ | 過去12ヵ月入院日数 | 90日までの入院 | 210円 | 変更なし |
| | | 90日を超える入院 | 160円 | |
| 低所得者Ⅰ | | | 100円 | |

●申込・問い合わせ先 ／ 健康推進課　国保年金班　☎82−4147

# 保健だより No.258

## 母子保健事業

**4カ月児健診**
4月12日㈭　市民会館
受付　13時15分～13時30分
対象　平成29年11月生まれ

**10カ月児健診**
4月12日㈭　市民会館
受付　13時30分～13時45分
対象　平成29年6月生まれ

**1歳6カ月児健診**
4月19日㈭　市民会館
受付　13時15分～13時30分
対象　平成28年9月・10月生まれ

**5歳児健診**
4月26日㈭　市民会館
受付　13時15分～13時30分
対象　平成25年2月・3月生まれ

※子どもさんの体調が悪いときは、延期しましょう。
※母子健康手帳を忘れずに。
※案内時に同封した問診票を記入してお持ちください。

# 平成30年度の特定健診（健康診査）・がん検診が始まります！

## ≪巡回型特定健診・がん検診日程（5月分）≫

| 実施日 | 場　所 | 受付時間 | 特定健診 | 胸部レントゲン | 胃がん | 子宮がん | 大腸がん | 骨密度 | 乳がん | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | マンモ | 超音波 |
| 5月12日（土） | 津久見市民会館 | 9:00～11:00 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5月20日（日） | 堅徳小学校 | 9:00～10:30 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

※6月以降の日程は毎月市報でお知らせします。年間の日程は健康カレンダー5月号をご覧ください。

●注意事項
※必ず**保険証**をお持ちください。４０歳以上で特定健診を受診される方は、**受診券**もお忘れなく。
・国民健康保険被保険者の方：受診調査票をご返送ください。受診券を発送します。
・後期高齢者医療被保険者の方：４月中旬頃に郵送される受診券（桃色の圧着ハガキ）をお持ちください。
・社会保険被扶養者の方：加入する医療保険にお問い合わせください。

※がん検診を受けられる方は、当日会場にお越しください。
ただし、乳がん検診には定員があります。事前に健康推進課へ電話予約をしてください（４／２より受付開始）。

※特定健診・胃がん検診を受診される方は、前日の夜９時以降、検診日の朝を含め、何も食べられません。前日の夕食は９時までに終え、その後は何も口にしないようにしてください。水やお茶も原則的に飲んではならず、疾患による薬の服用は、検査の２時間前までに水または白湯で済ませてください。たばこも吸わないでください。

※子宮がん検診は、できるだけスカートでおいでください。

※マンモグラフィ検査は、平成３０年４月２日～平成３１年４月１日の間に４０歳以上の偶数年齢になる方が対象（希望により超音波検査に変更可）で、平成３０年４月２日～平成３１年４月１日までの間に３０歳～３９歳の方、４０歳以上の奇数年齢になる方は超音波検査になります。詳しくはお問い合わせください。

## ≪施設型総合健診≫

| 施　設 | 備　考 |
|---|---|
| 津久見市医師会市民健康管理センター | 4月　2日（月）より受診可能。乳がん検診は超音波検査のみ。 |
| 大分県厚生連健康管理センター（別府市） | 4月16日（月）より受診可能。 |

●申し込み方法
・国民健康保険被保険者の方：受診調査票でお申し込みください。
・社会保険等被扶養者の方：健康推進課まで電話でお申し込みください。
・後期高齢者医療被保険者の方：健康推進課まで電話でお申し込みください。
※社会保険本人の方は職場での健診をご利用ください。

## ≪個別医療機関での健診≫

国民健康保険被保険者（40～74歳）を対象に、今年度から大分県内の契約医療機関で健診受診が可能となりました。ただし、契約医療機関に限りますので、詳しくはお問い合わせください。

**●申込・問い合わせ先 ／ 健康推進課　☎82－9523**

## 「株式会社ヤクテツ」減塩みそ汁試食会を行いました

２月２８日に食生活改善推進員（ヘルスメイト）が調理した減塩みそ汁の試食と市職員、食生活改善推進協議会会長による健康講話を行いました。お昼休みの時間に弁当持参で参加していただきました。減塩みそ汁は出汁の旨味があり、とても美味しいと好評でした。また、減塩や野菜摂取などの関心も高く、質問も多くされていました。

## 平成30年度 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者について

高齢者肺炎球菌ワクチンについて、今までこのワクチンを接種したことがない方を対象に、１人１回、定期接種の機会を設けています。対象となる年度（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）においてのみ、**自己負担額３，５００円**（生活保護受給者については全額助成）で接種を受けることができます。下記対象に該当し、接種を希望する方は、接種歴を確認のうえ、接種をするようにしましょう。

【平成３０年度の定期接種対象者】以下の２つに該当する方です。

●今までにこのワクチンを接種したことがない方

●平成３０年度（平成３１年４月１日まで）に以下の年齢になる方

| | |
|---|---|
| **65歳**：昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方 | **85歳**：昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日生まれの方 |
| **70歳**：昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方 | **90歳**：昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日生まれの方 |
| **75歳**：昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方 | **95歳**：大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方 |
| **80歳**：昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれの方 | **100歳**：大正 7年4月2日～大正 8年4月1日生まれの方 |

※６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方も対象です。（身体障害者手帳１級相当）

【注意事項】

・健康保険証または生活保護受給証明書（※に該当する方は身体障害者手帳）を持参し、医療機関の窓口に提示してください。

・ワクチンの関係等もありますので、事前に医療機関へ電話予約してください。

## 平成30年度　新　規　事　業

### 新生児聴覚検査の助成がはじまります！

聴覚障がいは早期に発見され、適切な支援が行われた場合、聴覚障がいによる音声発達等への影響が最小限に抑えられると言われています。そのため、早期発見・早期療育へつなげることを目的として、平成３０年４月１日以降に生まれたすべての新生児を対象に、新生児聴覚検査の助成を開始します。

対　象：Ｈ３０年４月１日以降に生まれた児
（生後２か月以内の乳児）

助成額：全額助成

実施医療機関：大分県内の契約医療機関
（出産した産婦人科）

### 骨髄移植ドナー等の助成がはじまります！

骨髄等の提供に係る経済的負担の軽減を図り、骨髄等の移植の推進に繋げるために、４月から骨髄もしくは末梢血管細胞の提供を行った方（ドナー）またはドナーを雇用している事業所への支援がはじまります。

対　象：骨髄等の提供を行った方（ドナー）
もしくは　ドナーを雇用している事業所

助成額：通院又は入院した日に対して

・ドナー：１日につき２万円、７日を上限
（ただし年次有給休暇を除く）

・事業所：１日につき１万円、７日を上限
（年次有給休暇を付与したもの）

# 福祉情報

## 赤い羽根共同募金地域助成事業の募集について

平成30年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、今年度も地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体（地区社協等）などで、本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。

助成を希望する団体は、次の通りお願いします。

▼募集期間
平成30年4月2日㈪～
5月11日㈮

▼助成金額
1事業につき原則5万円以内
（ただし助成予算の範囲内）

▼助成時期
2019年6月予定
（※平成30年度の共同募金からの助成）

▼申請手続
津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提出

▼助成対象
市内のボランティアグループ、自治会（地区社協）等の地域団体、福祉団体、NPO等（ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。）

なお、助成事業については審査委員会で決定されますので、募金実績や事業の緊急性、必要性、過去の助成実績等の審査により、助成できない場合もありますのでご了承ください。その他、共同募金委員会設置の公募実施要領をご参照ください。

▼問い合わせ先
津久見市共同募金委員会
事務局（社会福祉協議会内）
☎82-5000
（担当　三重野）

## コミュニケーション支援事業

詳細についてはお問い合わせください。

**手話通訳者設置事業**

手話通訳者を社会福祉課に設置し、市役所内での各種手続き等の支援をおこないます。

▼4月の設置日
2日㈪・9日㈪・16日㈪・23日㈪

▼時間
8時30分～12時
13時～16時30分

**手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

手話通訳者、要約筆記者などの派遣をおこない、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介します。

※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

**手話講習会（入門・基礎課程）**

聴覚障害、聴覚障害者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

▼期間　平成30年4月4日～平成31年3月27日
（毎週水曜日）
19時～21時（47課程）

▼問い合わせ先
社会福祉課　☎82-9519

## 手当の金額の変更

平成30年4月分より次の手当の金額が改定されます。

▼児童扶養手当
○全額受給の方
42，500円
○一部受給の方
10，030～42，490円

▼特別児童扶養手当
○1級の場合　51，700円
○2級の場合　34，430円

▼障害児福祉手当
14，650円

▼特別障害者手当
26，940円

▼福祉手当（経過措置分）
14，650円

▼問い合わせ先
社会福祉課　☎82-9519

## はり、きゅう、マッサージ割引券の交付と切替え

満65歳以上の方に、はり、きゅう、マッサージの割引券を交付します。（昨年交付を受けている方は残券をお持ちの上、お切り替えください。）

申請には、健康保険証と印鑑が必要です。

▼手続場所
長寿支援課・各出張所

▼問い合わせ先
長寿支援課　☎82-9533

## 心身障がい者タクシー割引券の交付

▼平成30年4月1日から平成31年3月31日までのタクシー割引券を交付します。
※手帳、印鑑が必要です。

▼対象者
①身体障害者手帳をお持ちで、次の等級の方
○視覚障がい　1、2級
○下肢・体幹機能障がい　1、2級
○内部障がい　1級
②療育手帳（A）をお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
④肢体不自由の下肢障害3級、又は体幹機能障害3級を所持し、総合等級1級、又は2級の方。ただし、自動車税、又は軽自動車税の減免を受けていない方

▼手続場所
社会福祉課・各出張所

▼問い合わせ先
社会福祉課　☎82-9519

## 精神障がい者に対するバス運賃割引実施について

▼割引開始日
○平成30年4月1日㈰

▼割引対象者
①精神障害者保健福祉手帳（1～3級）所持者本人
②精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者の介護人
※本人確認の為、精神障害者保健福祉手帳に写真の貼付が必要です。

▼割引対象路線
大分バスグループ、大分交通グループ、亀の井バス株式会社、日田バス株式会社の運行する路線バス及び空港バス
※高速バス、特急バスなどの一部路線は除きます。

▼割引内容
普通運賃5割引、定期券3割引
※割引の詳細については、各バス会社にお問い合わせください。

## 大分県の「ヘルプカード」始まります！

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわからなくとも援助や配慮を必要としている方々が携帯し、周囲の方に配慮を必要としている事を知らせる為のカードです。

▼使い方
カードの裏面に、ご自身の症状や支援して欲しい事を自由に書き込み、身に着けます。

携帯方法は、「名札ケースに入れて首から下げる」、「ストラップを使ってカバンにつける」、「財布や定期入れに入れておく」など、それぞれ障がいの状況や考え方によって、使い分ける事が出来ます。

▼配布場所
大分県庁（障害福祉課）や県の保健所、県内の各市町村の福祉担当窓口などで、無料で配布をしています。事前の申請等は不要です。

また、県のホームページに印刷用データを公開していますので、ご自身で簡単に作成する事も出来ます。

▼問い合わせ先
大分県福祉保健部障害者社会参加推進室
☎097-506-2725

## 第31回 うばめ園まつり

楽しいイベントがみなさんを待っています

●日時／5月20日（日）
9時30分～14時

●場所／つくみん公園
※バザー用品がありましたら、ご連絡ください。ご家庭までお伺いします。

●連絡先／うばめ園　☎82－2642

津久見市の小児医療・小児保健の向上を目指して

# こどもの病気対策法⑮

## －年齢ごとの済ませておきたい予防接種－

大分大学客員教授　是　松　聖　悟

新年度になりました。入園や入学をどきどきしながら迎えたことと思います。これからできる多くの新しいお友だちと楽しく遊び、学びましょう。さて、子どもが健康に過ごすためには感染症予防が大切です。年度初めにあたり、年齢ごとの済ませておきたい予防接種チェックリストを作成しました。

まずは1歳になるまでです。ヒブ、肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスワクチンは生後2ヵ月から、四種混合ワクチンは生後3ヵ月から可能です。ロタウイルスワクチンは副反応予防に初回接種を生後14週6日までに済ませてください。また5ヵ月に達したらBCGワクチンもできます。

次に2歳になるまでです。できるだけ早く、MR(麻しん、風しん混合)ワクチン、水痘ワクチン、おたふく風邪ワクチンを接種してください。これらは、保育園で流行するワクチンです。そして1歳までに行ったヒブ、肺炎球菌、四種混合ワクチンの追加接種も忘れないでください。

また、5歳になるまでには日本脳炎ワクチンを接種しましょう。そして小学校に入学する前年度にはMRワクチンの2回目、そしてその時期までにはおたふく風邪の2回目を完了しましょう。

さらには中学生になるまでには2種混合ワクチン(破傷風、ジフテリア)と日本脳炎ワクチンの4回目を完了させましょう。

予防接種のある感染症は、治療法がない、または早期に治療を開始しても回復を約束できない感染症です。子どもだけでなく、麻疹、風疹、水痘、おたふく風邪、B型肝炎、日本脳炎などは、かかったことがなく、ワクチン未接種の大人もすべきです。子どもと妊婦さんを守るためのマナーだとご理解いただきたいと思います。そして津久見市はそれを理解し、任意予防接種に公費助成しています。津久見で子育てする上の大きなメリットとして知っていただきたいと思います。

### 年齢ごとの済ませておきたい予防接種チェックリスト

【1歳になるまで】

- □ ロタウイルス（初回接種は生後15週まで。回数はワクチンにより2回と3回がある）
- □ ヒブ（インフルエンザ菌b型） 3回
- □ 13価肺炎球菌 3回
- □ 四種混合（百日咳、破傷風、ジフテリア、ポリオ） 3回
- □ B型肝炎 3回
- □ BCG

【2歳になるまで】

- □ MR混合（麻しん、風しん）
- □ 水痘 2回
- □ ヒブ（インフルエンザ菌b型） 4回目
- □ 13価肺炎球菌 4回目
- □ 四種混合（百日咳、破傷風、ジフテリア、ポリオ） 4回目
- □ おたふく風邪

【5歳になるまで】

- □ 日本脳炎 3回

【小学生になるまで】

- □ MR混合（麻しん、風しん） 2回目
- □ おたふく風邪 2回目

【中学生になるまで】(13歳未満)

- □ 2種混合（破傷風、ジフテリア）
- □ 日本脳炎 4回目